

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(當日は、  
当たる翌日  
が休日には、  
の翌日)

告示

## 鳥取県告示第九百二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石破二朗

指定期月日	医療機関名	所在地
昭和四十六年十月十九日	田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五

## 鳥取県告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第二百八十九条の規定によりその内容を三朝町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石破二朗

◆公 告 猿銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の施行の認可

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

◆公 告

00513

保 安 林 の 所 在 場 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
郡	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
町	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
大字	分 明 で あ る 最 � 後 の 森 林 所 有 者
字	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
地番	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
住	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者
氏名	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者

東伯	三朝	大谷	穴谷	九五三	東京都目黒区上目黒四丁目
"	"	坂本	黒川南平	一八七	二一五六
"	"	"	"	"	東伯郡三朝町坂本
"	"	"	"	"	岸田

一八八	"	岩本宇之藏
"	"	岸田

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

## 鳥取県告示第九百六号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（江原地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を倉吉市役所に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市	大字	字	地	番	住	所	氏	名
保 安 林 の 所 在 場 所	分 明 で あ る 最 後 の 森 林 所 有 者							
倉 吉	大 河 内	高 山	六 七 二 一 三	倉吉市大字福本				
					北 規 芳 子			

## 鳥取県告示第九百五号

赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（松ヶ丘地区農道舗装）事業は、

## 鳥取県告示第九百八号

赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（佐崎地区農道整備）事業は、

鳥取県知事 石 破 二 朗

00514

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第九百九号**

中山町長から申請のあつた町営土地改良（羽田井地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第九百十号**

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（北方地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第九百十一号**

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（武信地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第九百十二号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、倉吉市米田団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第十九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**一 施行者の名称**

鳥取県住宅供給公社

**二 事業施行期間**

昭和四十六年十一月九日から昭和四十七年三月三十一日まで

**三 施行地区**

倉吉市米田町の一部

**四 土地区画整理事業の名称**

倉吉市米田団地土地区画整理事業

**五 事務所の所在地**

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

**六 施行認可の年月日**

昭和四十六年十一月九日

00515

第4290号 4

鳥取公報 昭和46年11月9日火曜日 (第三種郵便物認可)

## 七 施行者の住所

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

## 八 事業年度

昭和四十六年度

## 九 公告の方法

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地鳥取県住宅供給公社前掲示板

## 鳥取県告示第九百四十九号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四十九号（鳥取県収納代理金庫機関の規定について）の一項を次のとおり改定する。

昭和四十六年十一月九日

鳥取県知事 石 破 一郎

「株式会社扶桑相互銀行若桜支店 八頭郡若桜町字上町 株式会社三井合同銀行若桜支店」を罷免。

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年11月9日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

## 1 開催の日時及び場所

日	時	場 所	受 講 対 象 者
昭和46年11月30日 午後1時から		米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和46年12月10日 午後1時から		鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

## 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

## 3 講習課目及び講習時間

獵銃及び空氣銃の所持に関する法令 2時間  
獵銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い 1時間

## 4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 受講の申込み

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年11月9日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

## 6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 獵銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印